

# 第12次労働災害防止推進計画の概要

(静岡労働局)

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために

労働者の安全と健康の確保は事業者の責務であり、事業者は、労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく、自主的な安全衛生管理活動を積極的に実施することにより、職場における労働災害、健康障害のリスクを低減し、健康で安全な職場づくりを進めるとともに、快適な職場環境の形成を促進することが重要です。そして、事業者が行う安全衛生活動を効果的に展開するためには、行政だけでなく、労働災害防止団体、業界団体等が連携し合いながら事業者の活動を支援していく必要があります。

このため、第11次労働災害防止推進計画の取組結果、国の第12次労働災害防止計画を踏まえ、静岡労働局の「第12次労働災害防止推進計画」を策定しました。

## 計画のねらい

働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれることは、本来あってはなりません。

事業者、労働者、仕事の発注者、労働災害防止団体、事業者団体、国などの全ての関係者がこの意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動をとることにより、「誰もが安心して健康に働くことができる社会」を目指します。

## 計画の期間

平成25年4月1日から平成30年3月31日まで

## 計画の基本目標

### ◆死亡災害

第11次計画期間と比較して、第12次計画期間の労働災害による死亡者数を、「**10%以上**」減少

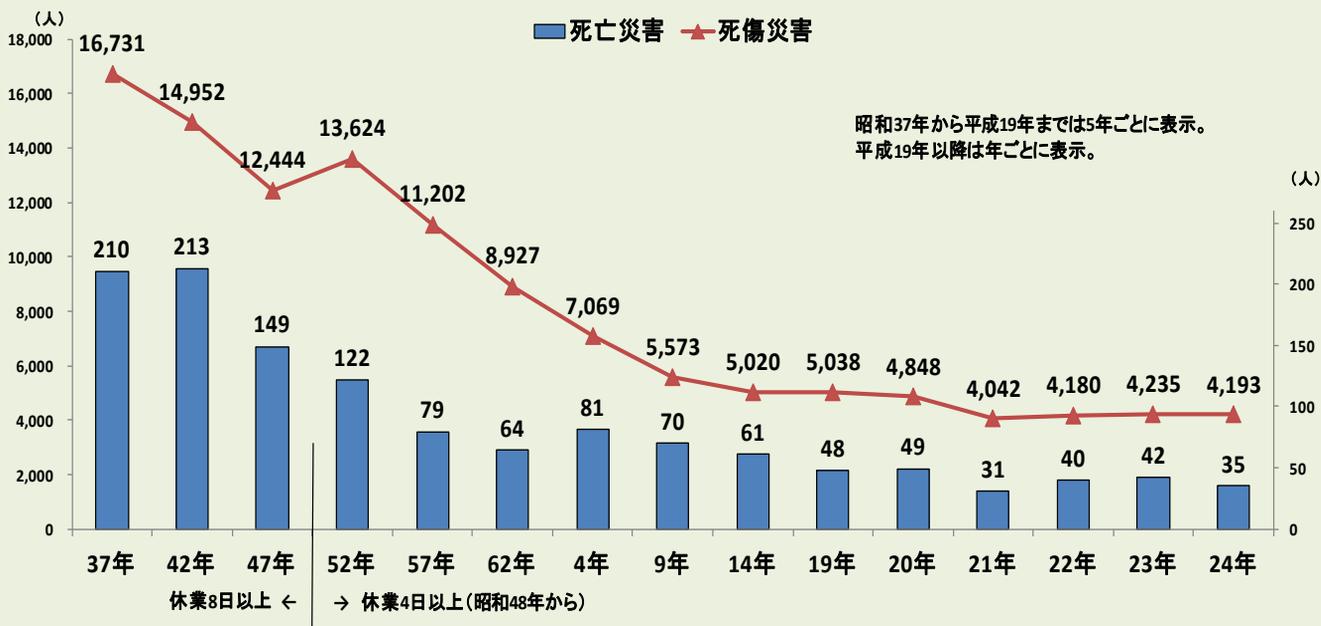
### ◆死傷災害

平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による休業4日以上の死傷者数を、「**15%以上**」減少

## 4つの重点施策

- 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化
- 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

# 静岡県内の労働災害の推移



## 現状と課題

### ■死傷災害

- 静岡県内の労働災害は長期的には減少
- 第三次産業では増加
  - 事故の型別の状況
    - ・小売業 転倒 (34.8%) 交通事故 (14.6%) 無理な動作等 (11.1%)
    - ・社会福祉施設 無理な動作等 (35.0%) 転倒 (28.3%) 交通事故 (8.3%)
    - ・飲食店 転倒 (33.8%) 切れ、こすれ (30.8%) 高温物等との接触 (12.3%)
- 道路貨物運送業はわずかな減少
  - ・荷役作業中の災害が61.3%
  - ・荷役作業中の災害の86.4%が荷主等で発生
- 製造業の災害が依然として多く、食料品製造業が製造業で最多
  - ・動力機械による災害が32.0%
  - ・転倒災害が23.3%

### 業種別災害発生状況 (人)

| 業種      | 第10次計画 | 第11次計画 | 増減率    |
|---------|--------|--------|--------|
| 全産業     | 24,409 | 21,498 | -11.9% |
| 製造業     | 9,374  | 7,298  | -22.2% |
| 食料品製造業  | 2,139  | 1,987  | -7.1%  |
| 建設業     | 3,593  | 2,812  | -21.7% |
| 第三次産業   | 7,496  | 7,639  | +1.9%  |
| 小売業     | 2,081  | 2,000  | -3.9%  |
| 社会福祉施設  | 551    | 818    | +48.5% |
| 飲食店     | 552    | 603    | +8.9%  |
| 道路貨物運送業 | 2,548  | 2,367  | -7.1%  |

### ■死亡災害

- 静岡県内の死亡災害は、11次計画期間で26.5%減少
- 建設業・製造業では減少率が低く、この二業種で死亡災害の59.4%が発生
  - ・建設業では、墜落・転落災害が32.4% (屋根等からが30.4%、足場からが17.4%)
  - ・製造業では、挟まれ・巻き込まれ災害が41.3% (動力機械によるものが68.4%)

### ■健康確保、職業性疾病の動向

- 精神障害や脳・心臓疾患に係る労災請求事案は増加傾向
- 化学物質について、規制対象物質だけでなく規制対象外物質の管理が重要
- 腰痛は職業性疾病の半数以上を占め、熱中症による死亡災害は毎年発生

# ●労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

## ① 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

### ◆第三次産業対策

【目標】

小売業 死傷者数を20%以上減少  
社会福祉施設 死傷者数を10%以上減少  
飲食店 死傷者数を25%以上減少

- 経営トップによる労働災害防止に対する明確な方針の表明
- 雇入れ時の安全衛生教育の徹底、危険予知活動の実施の促進
- 安全管理者・衛生管理者、安全衛生推進者等について、選任義務がある事業場における選任の徹底、義務がない事業場における安全衛生を担当する者の選任の促進
- 小売業について、バックヤードの危険箇所の見える化等危険低減措置の実施
- 介護施設について、腰痛防止対策指針に基づく措置の実施
- 飲食店について、4Sの実施、食品加工機械対策の徹底

### ◆道路貨物運送業対策

【目標】死傷者数を10%以上減少

- 荷役ガイドラインに基づく荷役作業中の災害防止措置の推進
- 荷主等に対する荷役ガイドラインに基づく対策の実施の推進

### ◆製造業対策

【目標】死亡者数を10%以上減少  
食料品製造業の死傷者数を20%以上減少

- 動力機械の法定の安全措置の徹底
- リスクアセスメントの実施、本質的安全化の促進
- 非常作業の作業手順の作成、作業手順に基づく作業の徹底

### ◆建設業対策

【目標】死亡者数を10%以上減少

- 適法な足場の設置の徹底、より安全な足場の促進
- 屋根、梁等について、親綱、安全ネットの設置、安全帯の使用の徹底
- 新規に建設業に就労する者等への安全衛生教育の実施等統括安全衛生管理の徹底
- 解体工事での安全の確保、アスベストばく露防止の徹底
- 災害復旧工事における災害防止対策の徹底

## ② 重点とする健康確保・職業性疾病対策

### ◆メンタルヘルス対策

【目標】

メンタルヘルス対策に取り組む  
事業場の割合を80%以上

- メンタルヘルス不調予防のための職場改善の取組の促進
- ストレスへの気づきと対応の促進
- 職場復帰対策の促進

### ◆過重労働対策

- 労働時間の的確な把握・管理を踏まえた事後措置等の健康管理の徹底等
- 休日・休暇の取得、時間外労働の削減等働き方・休み方の見直しの推進

### ◆化学物質対策

- 関係法令に規定された措置の徹底、指針に基づく措置の推進
- SDSの入手、化学物質に関するリスクアセスメントの実施の促進
- 中小企業へのコントロール・バンディングの周知、普及

### ◆粉じん障害防止対策

- 第8次粉じん障害防止総合対策の推進

### ◆腰痛・熱中症対策

- 雇入れ時教育における腰痛予防対策を盛り込んで実施することを促進
- 腰部に負担のかかる作業の自動化、機械化の促進
- 熱中症予防対策マニュアルの周知
- 熱中症予防対策マニュアルを活用した教育の実施の促進

### ◆受動喫煙防止対策

- 受動喫煙の有害性の理解の促進と受動喫煙防止対策の普及・促進
- 受動喫煙防止対策助成金制度の周知と活用の促進

### ③ 業種横断的な対策

#### ◆ リスクアセスメントの普及促進

- 製造業の小規模事業場、建設業、道路貨物運送業、港湾貨物運送業、林業におけるリスクアセスメントの実施の促進
- リスクアセスメント導入事業場における継続的な実施
- 化学物質に関するリスクアセスメントの普及定着

#### ◆ 高齢労働者対策

- 高齢労働者に配慮した設備、教育等の安全対策の実施促進
- 基礎疾患等に関連する労働災害防止対策の推進

#### ◆ 非正規労働者対策

- 非正規労働者に対する安全衛生教育、健康診断等の確実な実施
- 就業形態多様化を踏まえた責任の明確化

### ● 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による災害防止の取組み

- 安全衛生分野の専門家（労働安全衛生コンサルタント）の活用
- 労働災害防止団体の安全パトロールの実施、安全衛生大会の開催等
- 業界団体との関係づくり、施策の協議などにより業界と協調的に取組を推進

### ● 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 荷主等に対する荷役ガイドラインに基づく対策の実施の推進
- 建設工事発注者による関係請負人の労働災害防止活動の推進の指導の強化
- 機械等の製造者によるリスクアセスメント、リスク低減措置の実施の促進と残留リスクの通知の徹底

### ● 東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応等

- 発電所事故時の被ばく管理体制の強化
- 定期検査工事における被ばく防止対策等の徹底

### ◇ 厚生労働省が検討するとしている主な事項

- ◇労働災害の発生状況や労働災害防止の取組だけでなく、労働者の健康に影響する項目を総合的・客観的に評価する指標の開発
- ◇業界別や、個別企業の評価を労働安全衛生コンサルタントなどの専門家が行い、企業の同意を得て、良い評価を得た企業をホームページ上で公表
- ◇法令違反等により重大な労働災害を繰り返して発生させたような企業名等の公表
- ◇機械関連業界と連携して、機械の種類ごとの安全基準・規格を評価し、活用する仕組みの構築
- ◇機械の重大な欠陥により重篤な労働災害が発生し、同種災害を防止する必要がある場合の機械の製造者名等の公表、製造者により機械の回収・改善を図る制度
- ◇熱中症対策として労働現場で用いられている製品について、WBGT値（暑さ指数）の低減効果の観点から機能の評価基準の策定